

新城図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新城市広告掲出要綱（平成19年4月1日施行。以下「広告掲出要綱」という。）第5条に基づき、新城図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) スポンサー 図書館に配架する雑誌に広告を掲出する者

(2) デジタルサイネージ 図書館に設置するディスプレイ等の電子的な表示機器を使って情報を提供する広告媒体

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 スポンサーは、企業その他の法人又は事業主で、新城市広告掲出基準（以下「掲出基準」という。）第1項各号に該当しないものとし、広告を掲出する対価として、雑誌の購入費用を負担し、提供する雑誌を図書館に納入するものとする。

2 スポンサーは、図書館の雑誌リストから広告掲出場所を提供する雑誌を選定する。

3 市がスポンサーに広告掲出場所を提供した雑誌の配架位置は、図書館を選定する。

4 市は、広告掲出場所を提供した雑誌の最新号カバー表面及び雑誌架の扉にスポンサー名を、最新号カバー裏面及びデジタルサイネージに広告を掲出する。

(広告等を掲出する雑誌)

第4条 広告等を掲出可能な雑誌は、別表1の雑誌リストに掲げる雑誌とする。

(広告の規格)

第5条 雑誌スポンサーのスポンサー名表示ラベル及び広告の大きさ、表示位置は、次のとおりとする。

(1) 雑誌カバーの表面及び雑誌架の扉の広告

縦5センチメートル×横14センチメートルの範囲内で、雑誌カバー表面の中央下部とし図書館が作成する。

(2) 雑誌カバーの裏面及びデジタルサイネージの広告

片面広告で、当該雑誌の大きさ以下とし、雑誌スポンサーの作成による。

(広告の掲出期間)

第6条 広告を掲出する期間は、年度単位とし、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

ただし、年度途中からの申込みは、図書館が掲出を決定した月の翌月に発刊される号から当該年度における最終発刊号までとする。

2 広告の掲出期間満了の2か月前までに、市長又はスポンサーのいずれからも解約の意思表示がない場合は、自動的に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(スポンサーの募集)

第7条 スポンサーの募集情報は、市の広報及び図書館のホームページに掲載する。

(雑誌スポンサーの申込み等)

第8条 雑誌スポンサー制度に申し込みをしようとする者(以下「申込者」という。)は、新城図書館雑誌スポンサー申込書(様式第1。以下「申込書」という。)に広告図案を添付し、市長に提出するものとし、同一の雑誌について複数の申込者があったときは、先着順とする。

(審査及び決定)

第9条 市長は、前条の申込みがあったときは、広告掲出要綱第18条に規定する審査会に付し、スポンサー及び掲出広告を決定する。

2 市長は、前項の規定により広告掲出の可否の決定をしたときは、新城図書館雑誌スポンサー決定通知書(様式第2。以下「決定通知書」という。)により通知するものとする。

(広告料の支払い方法)

第10条 スポンサーは、決定通知書を受け取った日から、30日以内に広告料を納入するものとする。

(1) 支払いは、一括前納とする。広告を掲載していた雑誌が休刊等となった場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を張り替えることができる。

(2) 既に納入された広告料は還付しない。ただし、スポンサーの責めによらない事由により広告掲載ができなかった場合は、広告掲載料の全部又は一部を還付することができる。

(広告掲出の取り下げ)

第11条 スポンサーの都合により広告掲出を取り下げるときは、スポンサーは新城図書館雑誌スポンサー取下届(様式第3)により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定により広告掲出を取り下げた場合は、納付済みの広告掲出料は返還しないものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は新城市広告掲出要綱の規定を適用する。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

新城市広告掲出要綱抜粋

(広告掲出事業に関する定め)

第5条 市長は、広告掲出事業の実施に際し、事業の内容に応じ、次の各号に掲げる事項を別に定める。

- (1) 広告媒体の名称及び内容
- (2) 広告の規格及び数量
- (3) 広告の掲出位置及び掲出期間
- (4) 申込みの時期
- (5) 広告掲出料
- (6) その他必要と認める事項

2 前項の規定による広告掲出料の決定に当たっては、広告媒体の作成又は維持管理に要する経費、広告募集に要する経費、類似広告の市場価格等を勘案して決定するものとする。

(審査機関)

第18条 広告媒体に掲出する広告の可否等を審査するため、広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会の委員長は企画部秘書人事課長を、委員は財政課長、税務課長、防災安全課長、企画政策課長、都市計画課長をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

新城市広告掲出基準抜粋

1 規制業種又は事業者 次に定める業種又は事業者の広告は掲出しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種
- (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業
- (3) たばこに関する業種
- (4) ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く。）に関する業種
- (5) 投機的商品に関する業種
- (6) 占い又は運勢判断に関する業種
- (7) 債権取立て、示談引受け等に関する業種
- (8) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業を行う事業者
- (9) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (10) 興信所、探偵事務所等を営む事業者
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴

力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業者

(13) 各種法令に違反している事業者

(14) 新城市請負契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けている事業者

(15) 本市の市税等を滞納している事業者

(16) その他市の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの